

## 宮城県地域連携型放射光活用事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、3 GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu（以下「ナノテラス」という。）の利用促進を図り、県内の産業振興及び企業の技術高度化に寄与するため、ナノテラスを活用した研究・技術開発や地場製品のブランド化などに取り組む、産産連携又は産学連携により構成されるグループに対し、予算の範囲内において宮城県地域連携型放射光活用事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「事業者等」とは、法人、その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この要綱において「代表者」とは、グループを代表し補助事業の手続き及び経費管理に関する一切を行う事業者等をいう。

3 この要綱において、「大学等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 大学
- (2) 高等専門学校
- (3) 国立試験研究機関又は公立試験研究機関（宮城県産業技術総合センターを除く。）
- (4) 研究開発を行っている特殊法人、独立行政法人及び公益法人

4 この要綱において、「グループ」とは、次の条件を全て満たすものをいう。

- (1) 代表者が県内に事業所を置く事業者等であること。
- (2) 2者以上の事業者等、又は事業者等及び大学等で構成し、研究・技術開発等を実施する者であること。
- (3) グループを構成する事業者等間で、補助事業実施の役割分担及び費用分担が明確であること。
- (4) グループを構成する事業者等間で、実施内容、費用負担、研究成果の帰属について取り決めがあること。
- (5) グループを構成する全ての事業者等が、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等と同条第3号の2に規定する子会社等の関係ではないこと。

### (対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げるもののうち知事が必要かつ適当と認めるものとし、その補助率、補助限度額は、次のとおりとする。

- (1) 補助率 3分の2以内
- (2) 補助限度額 1年度あたり3,000千円。ただし、ナノテラスでの測定を実施し

ない場合の補助限度額は、300千円とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の書式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 前項の申請書の提出部数は1部とする。

3 次の各号のいずれかに該当する事業者等は、交付申請をすることができない。

(1) 補助金の交付対象となる事業について、国又は市町村等の補助金を受ける場合

(2) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等

(3) 県税に未納がある者

4 知事は、前項第2号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

(申請の際の消費税及び地方消費税)

第5条 代表者は、前条第1項の規定による申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は第4条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 知事は、前条第1項の交付決定をする場合は、次の条件を付けるものとする。

(1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けるとする。ただし、補助対象経費の総額の20%以内の減少又は経費区分の経費相互間の20%以内の変更であって、補助事業目的に支障を来すことなく、かつ、業

務能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けること。

#### (実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書（様式第4号）により、規則第12条第1項に規定する報告を行うものとする。

- 2 前項の報告書の提出部数は1部とする。
- 3 第1項の報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から30日を経過した日又は補助事業年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

#### (実績報告に係る消費税及び地方消費税)

第9条 補助事業者は、前条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### (補助金の交付方法)

第10条 知事は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に補助金を交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができる。

- 2 前項ただし書による補助金の概算払で補助金の交付を受けようとする補助事業者は、概算払請求書（様式第5号）による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

#### (消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月1日から施行し、令和8年度予算に係る補助金について適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第3関係）

経費区分	内容
研究・技術開発等に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○試料作製等に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定試料（サンプル）の加工費、試料加工工具類の購入費</li> <li>・試料調整等に要する治具類・消耗品の購入費</li> <li>・測定施設への送料 等</li> </ul> </li> <li>○共同研究等に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学、研究機関等と共同で研究・分析を行う場合に要する経費 注）事業者等と大学等でグループを構成する場合、事業者等の大学等への技術指導受入費又は共同研究費による経費負担を必須とする。</li> <li>・研究・技術開発を行うにあたり外部からの技術指導を特に必要とする場合及び産業財産権等の導入に支払われる経費（技術指導受入費）</li> </ul> </li> <li>○施設等の利用料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナノテラスビームラインの利用に要する経費 （ビームライン利用料及び代行測定に要する経費）</li> <li>・公設試験研究機関等における分析測定費</li> <li>・分析測定関連機器の使用料（宮城県産業技術総合センター研究員による支援・操作法説明に伴う経費も対象）</li> </ul> </li> <li>○分析等に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナノテラスや公設試験研究機関等での測定により得られたデータの処理・解析に必要な要する経費（データ処理・解析を委託する場合に要する経費も含む）</li> </ul> </li> <li>○旅費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナノテラスや公設試験研究機関等への移動に要する旅費</li> </ul> </li> <li>○その他経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究・技術開発等にあたって、特に必要と認められる経費（電離放射線健康診断受診料等）</li> </ul> </li> </ul>
その他の関連経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○セミナー／講演会／ナノテラス視察等の開催に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師謝金、旅費</li> <li>・資料印刷費、消耗品費等（経理が明確に区分されているものに限る）</li> <li>・セミナー会場の使用料金</li> <li>・バス借り上げ料金 等</li> </ul> </li> <li>○その他経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナー／講演会／ナノテラス視察等の開催にあたって、特に必要と認められる経費</li> </ul> </li> </ul>